

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について（周知）

7月2日に規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」には、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されており、また、上記答申により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて着実な実施を図っていくため、本日、「規制改革実施計画」が定められました。

これを踏まえ、金融庁としては、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、下記の通り対応していくこととします。貴協会におかれましては、貴協会会員の皆様への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
- 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。（注）但し、収入印紙を必要とする申請書類については、消印する前に収入印紙をコピーすることが印紙等模造取締法により禁止されているため、収入印紙を貼付する欄を空欄として電子データで送付されたことをもって登録・認可等の審査手続を進めることを可能とするものの、登録・認可等については、後日収入印紙を貼付した原本が送付されたことをもって行うこととする。

なお、本件について不明点等ございましたら、ご遠慮なく金融庁又は所管の財務（支）局までご相談いただくとともに、eメール提出の開始に当たっては、金融庁又は所管の財務（支）局・財務事務所の窓口担当課までご連絡ください。